

令和3年度短期大学認証評価を振り返って

一般財団法人大学・短期大学基準協会

短期大学認証評価委員会

委員長 原田 博史

1. 機関別評価結果

令和3年度は49短期大学に対して評価を行いました。評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努め、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、49短期大学を「適格」と認定しました。

2. 三つの意見

(1) 特に優れた試みと評価できる事項 (255件)

「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」が102件、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が109件、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が35件、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が9件でした。基準別にみると、短期大学や学科等の特長を生かした教育研究成果の開放・提供やボランティア活動等の地域貢献（Ⅰ-A「建学の精神」）、学習成果の獲得状況を測定・評価する指標・手法の策定（アセスメント・ポリシー）及びその実施に基づく改善への取組みや、外部評価を取り入れた点検・評価活動（Ⅰ-B「教育の効果」、Ⅰ-C「内部質保証」）、また、学習成果・三つの方針に沿った授業形態・方法等の工夫・充実（Ⅱ-A「教育課程」）や、きめ細かな学習・生活・進路支援（Ⅱ-B「学生支援」）などの評価がありました。

(2) 向上・充実のための課題 (105件)

基準Ⅰが17件、基準Ⅱが33件、基準Ⅲが35件、基準Ⅳが20件でした。基準別にみると、シラバスの記述方法・内容の改善・充実（Ⅱ-A「教育課程」）や、経常収支バランス等の改善（Ⅲ-D「財的資源」）に関する指摘が多く見受けられました。今後、指摘を受けた評価校はこれらの指摘事項について早期に改善に取り組んでいただきたいと思います。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項 (39件)

指摘事項については年度内の改善を求め、その改善状況を確認しました。（下線を付した事項は、認証評価の実施を通じて本年度初めて指摘したもの）

「基準Ⅰ-B 教育の効果」

人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が学科・専攻課程ごとに学則等に定められていない。(3件)

「基準Ⅰ-C 内部質保証」

提出された「自己点検・評価報告書」が現行の短期大学認証評価基準に従って作成されておらず、点検・評価体制が整備されていない（前回評価時も同様の指摘あり）。(1件)

「基準Ⅱ-A 教育課程」

- ① 14週の授業を終えた時点で成績評価の試験が行われ、1単位あたりの授業時間が確保されていない。(1件)
- ② 学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていない。(6件)

③ 学生募集要項に専攻課程ごとの募集人員が明記されていない。(1件)

「**基準Ⅲ-A 人的資源**」

専攻課程において専任教員が1人不足している。(1件)

「**基準Ⅲ-D 財的資源**」

過去3年間の経常収支に支出超過があり、運用資産に比べて外部負債が多く、流動比率が低い。(1件)

「**基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ**」

① 理事会において予算及び事業計画が審議されていない。(1件)

② 会計年度の開始前までに予算及び事業計画が作成されていない。(2件)

③ 理事会において書面による持ち回り開催となっている会がある。(1件)

「**基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ**」

① 学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續に関する規程が定められていない。(3件)

② 学則及び教授会規程において、学校教育法第93条第2項に係る事項のうち「学位の授与」の規定がない。(1件)

③ 学則の教授会審議事項において、学校教育法第93条第2項に係る事項のうち「課程の修了」の規定がない。(1件)

④ 教授会において、教授会規程に定める審議事項のうち意見聴取が行われていない事項がある。(1件)

「**基準Ⅳ-C ガバナンス**」

① 理事及び評議員が寄附行為に定められている人数を満たしていない。(1件)

② 理事会と評議員会が同時開催となっている。(1件)

③ 書面のみで決議を行う方法で開催された理事会及び評議員会がある。(1件)

④ 評議員会において予算及び事業計画が諮問されていない。(1件)

⑤ 書面による持ち回り開催となっている評議員会がある。(1件)

⑥ 評議員会において、私立学校法及び寄附行為にのっとり決算及び事業の実績について報告がなされていない。(1件)

⑦ 監事が出席していない理事会及び評議員会が開催されている。(3件)

⑧ 監事が出席していない理事会が開催されている。(3件)

⑨ 監事が出席していない評議員会が開催されている。(1件)

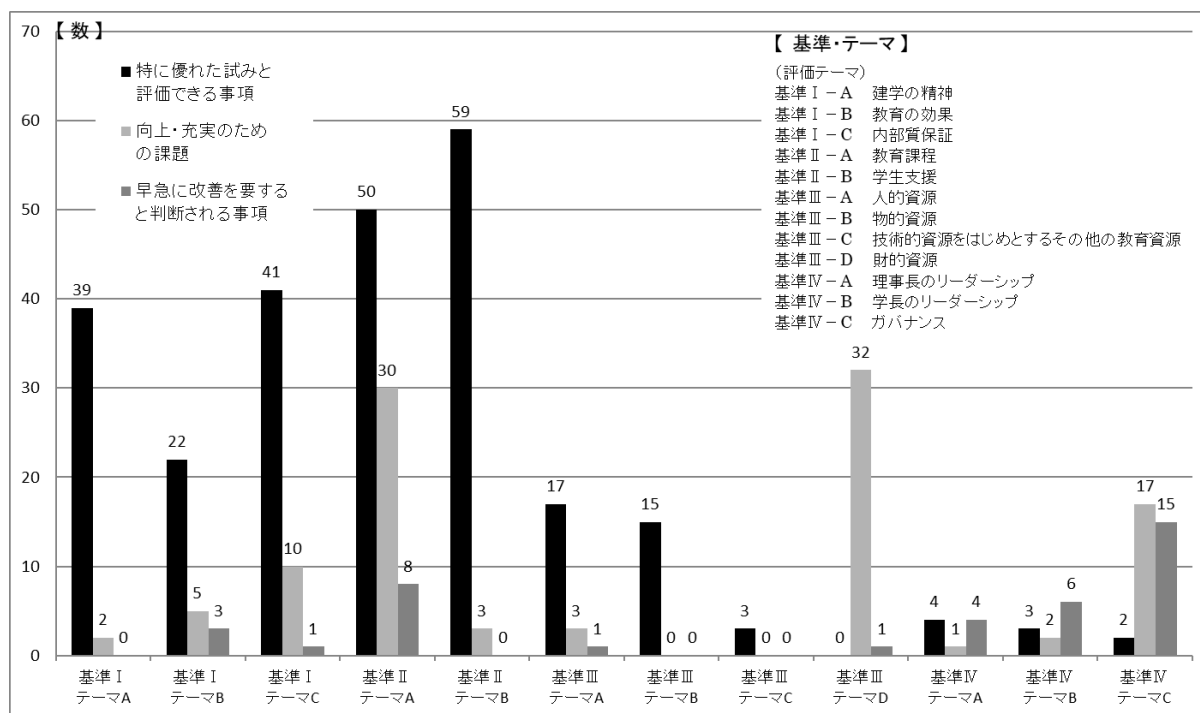
⑩ 私立学校法において公表が義務付けられている「監査報告書」、「事業報告書」及び「役員に対する報酬等の支給の基準」が公表されていない。(1件)

⑪ 私立学校法において公表が義務付けられている「役員に対する報酬等の支給の基準」が公表されていない。(1件)

なお、機関別評価結果において、「適格」の判定に改善意見を付された短期大学が1校ありましたが、当該校は、本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けることとしています。(短期大学認証評価要綱「10. 適格に改善意見を付された場合の取扱い」より)

これらの指摘事項については、自己点検・評価を行う際に今一度ご確認いただきたいと思えます。

評価テーマ別にみた三つの意見（令和3年度）



3. 今後の評価に向けて

- (1) 令和2年4月から、私立学校法の一部改正により、学校法人は①認証評価結果を踏まえた事業に関する中期的な計画等の作成、②財務書類等の公表、③監事の牽制機能の強化等、役員職務及び責任に関する規定の整備等を行うこととなりましたが、今年度の評価において、監査報告書の監査を実施した対象について改正後の私立学校法第37条第3項にのっとって記載されていないものがあり、「向上・充実のための課題」で指摘しました。今一度、改正内容を含め、寄附行為、学則等を確認いただき、学校法人及び短期大学の適切な運営に努められるようお願いいたします。
- (2) 「CAP制」については、短期大学評価基準の区分「基準II-A-2」の観点(2)③で「単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている」と定めていますが、来年度（令和4年度）評価では学則に定めていない場合、指摘対象とすることといたしました。単位制度の実質化の観点からも、学則に規定がない場合は整備し、また学則に規定がある場合もその規定に従い適切に運用されているか点検・評価を行ってください。

最後に、本年度の認証評価を受けた評価校のALOの皆様（49名）、また、評価を担当された評価員の皆様（201名）のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

教育の質保証を継続的に図っていくためには、まず自己点検・評価に積極的に取り組むことが重要です。自己点検・評価活動を継続して行うとともに、定期的に自己点検・評価報告書等を公表し、学内外からの意見を求め、さらに改善を図ってください。今後より一層自己点検・評価活動を充実させ、内部質保証に努めることを望みます。